

# 平成28年大雨災害により被災された皆様へ

## 建築確認申請等に伴う手数料免除のお知らせ

平成28年8月から9月にかけての大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
被災された建築物（住宅等）の建替え等の際に、建築基準法に基づく建築確認申請等を北海道に申請される場合において、申請手数料を免除します。

### 1 対象とする災害

平成28年8月から9月にかけての大雨による災害（台風第7号、第9号、第10号、第11号、台風第13号から変わった低気圧による災害）

### 2 対象者等

対象者	対象工事	対象区域等
住宅 <sup>※1</sup> を滅失し 又は 破損した者	自己居住用の住宅の 新築、増改築、大規模 の修繕・模様替	北海道が建築確認を所管する区域
住宅以外の 建築物を滅失し 又は 破損した者	住宅以外の 新築、増改築、大規模 の修繕・模様替	北海道が建築確認を所管する区域のうち、被災した建築物と同一の市町村区域内 <sup>※2</sup>

※1 「住宅」には、併用住宅を含む。

※2 やむを得ない理由がある場合は、隣接する市町村を含む。

### 3 対象の手数料

- (1) 建築物確認申請手数料（建築物、建築設備、工作物、計画変更）
- (2) 建築物完了検査手数料（建築物、建築設備、工作物）
- (3) 建築物中間検査手数料

### 4 対象期間

- (1) 罹災証明書に記載の災害発生日から起算して1年以内に、市町村が建築確認申請を受理したもの。
- (2) 計画変更の確認申請手数料・建築物完了検査手数料・中間検査手数料の場合は、1年を超えても免除の対象とします（当初の確認申請の手数料免除を受けたものに限る）。

### 5 申請に必要な書類

建築確認申請等の際に、以下の書類を添付してください。

- (1) 確認申請等手数料免除申請書 1部
- (2) 市町村発行の「罹災証明書」（2回目以降の免除申請では写しで可） 1部

### 6 その他

既に免除対象となる手数料を道に納入された場合は、所定の手続きにより手数料をお返します。

### 【お問い合わせ先】

各（総合）振興局建設指導課建築住宅係

石狩：011-204-5833 渡島：0138-47-9466 檜山：0139-52-6632  
後志：0136-23-1373 空知：0126-20-0067 上川：0166-46-5947  
留萌：0164-42-8449 宗谷：0162-33-2930 オホーツク：0152-41-0642  
胆振：0143-24-9594 日高：0146-22-9293 十勝：0155-27-8601  
釧路：0154-43-9192 根室：0153-23-6832

北海道建設部 建築指導課 建築基準グループ：011-204-5578